

○井神議長 通告５番目、１４番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 １４番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず１つは、地方創生に岩出市はどう臨むのかという点です。

政府は、６月３０日、向こう５年間を視野にした経済財政運営と改革の基本方針２０１５を閣議決定しました。昨年の方針から盛り込まれた地方創生については、今回も引き続き重要課題の１つに位置づけ、まち・ひと・しごと創生基本方針２０１５、地方創生基本方針が骨太の方針、政調戦略と同時に閣議決定されています。

これらの方針文書では、新たな政策方向や施策、国と地方をあわせた来年度予算編成の考え方がまとめられ、社会保障と地方行財政などの一層の削減と公的サービスの産業化や民間開放路線を強力に推し進めようとしています。地方の来年度予算編成や自治体で進められている地方版総合戦略の策定にも大きく影響します。

安倍内閣は、この数年、地方交付税制度を徐々に改変し、政府が地方自治体をコントロールする仕組みづくりを強めてきました。２０１５年度のまち・ひと・しごと創生事業費１兆円のうち５,０００億円は、自治体ごとの行革、地域活性化、人口減少対策などの成果を基準に、交付税を配分する仕組みが導入されました。

これは行革などで成果を出せなかった自治体は、交付税が実質的に減らされる仕組みです。政府が、この成果の占める割合を段階的に拡大しようとしていることに対して、全国町村会からも条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮することと要望も出されております。

骨太の方針で、今後の課題の大きな柱の１つに据えられている地方創生について、政府は、昨年、我が国の少子高齢化の急速な進展に対し、人口減少問題の克服と経済成長力の確保を課題として始めました。

政府の説明によると、政策目標は２０６０年に１億人程度の人口確保と、２０５０年代に実質ＧＤＰ成長率１．５％から２％程度の維持としています。そのために仕事・人の好循環をつくり、好循環を支えるまちを活性化するとされています。国の地方創生に問題はあると考えますが、地方自治体として、地方創生事業を主体的に利用して、住民と地域の利益を増進させることが必要だと考えます。

そこで、まず１つ目に、政府の地方創生における政策意図、市の見解をお聞きし

たいと思います。

2 つ目に、地方版総合戦略策定体制と組織についてであります。

内閣府地方創生推進室の地方版総合戦略策定のための手引には、幅広い年齢層から成る住民を初め産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、労働団体、金融機関、メディア等で構成する推進組織の重要性が指摘されています。市の構成はどのようなになっているのかをお聞きいたします。

3 点目は、地方版総合戦略策定期間と進捗状況について。

この策定は、あくまでも努力義務であり、策定しなくてもよい建前となっておりますが、策定しない自治体には、国の地方創生関連の交付金が交付されないことから、策定しないわけにはいきません。策定期間は2015年度末までとなっております。しかし、ことし10月までの早い時期に策定する自治体には、この交付金が1,000万円上乗せ支給することも決めています。各地方は、早期策定に追い立てられます。市町村の場合、都道府県の総合戦略をも勘案するとしていますから、策定に向けての作業は大変です。しかし、5カ年計画となっております。早期に策定することが重要ではなく、中身が重要となります。そこで、策定期間と現在の進捗状況をお聞きいたします。

4 点目は、地方人口ビジョンについての考え方であります。

地方版総合戦略は、当該地方自治体の人口動向の分析と人口の将来展望を示す地方人口ビジョンをもとにして策定するよう指示されています。2015年1月、地方人口ビジョンの策定のための手引が出されております。将来推計には、地域の岩出市の実態分析に基づく慎重な吟味が必要と考えます。自治体が限られた一定の区域内の住民が相互に助け合って営む共同社会である以上は、将来人口の展望が必要です。そこで人口ビジョンについての岩出市の考え方をお聞きいたします。

5 点目は、岩出市が目指す「地方創生」について、4つの政策分野についてですが、まち・ひと・しごと創生、地方の活性化対策や人口減少対策などの解決には、産業を形成し、働き盛りの世代が働ける職場を生み出すことで、ローカルアベノミクスの浸透を図ることが必要だとして、地方自治体の取り組みを支援する上で、3つの指標が示されています。

まず、仕事、これは安定した雇用。人は、地方への人の流れ。まちは、人・仕事の好循環を支える活性化。これらが、今後、国が地方自治体に対して、さまざまな形で支援する上での基本的な観点となります。

自治体は、これを踏まえて、4つの政策分野の具体化が求められています。

1つ目は、地方における安定した雇用を創出する。（２）地方への新しい人の流れをつくる。（３）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。（４）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

そこで、岩出市が現段階で考えるこの政策分野への考え方をお聞きいたします。

6点目です。新型交付金の活用についてで、地方版総合戦略の策定に対して、国は情報面、財政面から多様な支援を行っている。今後も各支援策の拡充に取り組んでいくとしています。その上で、稼ぐ力、地域の総合力、民の知見を引き出すことが重要となってくるとして、これらを進めるために新型交付金が創設されます。この活用について、現段階での対象事業等々もあわせて、どのようにしていくのか、お聞きをします。

7点目は、岩出市には、第2次長期総合計画が策定されています。手引では、地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としていますが、いわゆる、総合計画等は各地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては、数値目標や重要業績評価指標、これを設定することとなっておりますが、こうした手法は総合計画等においては義務づけられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は、総合計画等とは別に策定してくださいとあります。ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において、人口減少克服、地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を1つのものとして策定することは可能であると考えられます。

地方版総合戦略策定と長期総合計画との整合性についても、どのように、今後、策定に向け対応していくのか、市の考えをお聞きいたします。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　市来議員の地方創生についての一般質問に、一括してお答えをいたします。

地方創生とは、日本創成会議が発表した消滅可能性都市をきっかけとして、人口減少と地域経済の縮小に歯どめをかけ、人口1億人程度を維持するために、総合的かつ計画的に取り組んでいくとするもので、石破地方創生担当大臣は、失敗すればこの国はだめになる。本気で積極的に取り組まない自治体については、人・もの・金の支援は一切しない。目標を立てて達成しなくても誰も責任をとらないようなも

のは計画ではないとして、地方版総合戦略の策定を指示されています。

岩出市においては、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議のご意見をお伺いしながら、庁内企画会議において、各部局の英知を結集して、本市にふさわしい施策、事業の検討を進める所存でございますが、総合戦略の策定に当たっては、長期総合計画との整合性も重要と認識しておりますので、十分勘案した上で策定してまいります。

交付金につきましては、積極的に活用することは言うまでもありませんが、新型交付金については、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立を前提として、官民協働や地域間連携など、従来の補助金とは違う側面がありますので、そういったことも踏まえた上で、一丸となって取り組んでまいります。

また、計画という意味においては、長期総合計画とは別のものになりますが、基本的には、岩出市のまちづくりをどう進めるかでありますので、整合性は図れるものと考えております。

あとの質問は、市長公室長から答弁させます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 地方創生についての2点目、総合戦略の策定時期と組織、それから3点目、策定時期と進捗状況、4点目、人口ビジョンについての考え方、5点目、岩出市が目指す4つの政策分野について、それぞれお答えいたします。

まず、策定体制と組織についてですが、総合戦略の策定主体となる岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議を設置しておりまして、事務局は市長公室が担当してございます。

それから、委員構成につきましては、国の指針でございます、産・官・学・金・労・言及び住民という、こういう指針が示されております。産業界では、商工会、観光協会、それから紀の里農協から4名、それから、行政機関では那賀振興局から1名、教育機関では近畿大学生物理工学部、それから、那賀高校、小学校校長会から3名、金融機関では、紀陽銀行から1名、労働団体では連合和歌山、ハローワークから2名、メディア関係ではテレビ和歌山から1名、住民代表ということで、4地区会長、女性会議、老人クラブ連合会から6名、計18名の委員で構成してございます。

それから、策定時期と進捗状況についてですが、策定時期につきましては、平成28年3月までに仕上げたいと考えております。それから、進捗状況ですが、本年6月に1回目の会議を開催してございまして、総合戦略の策定方針、それから、参考

資料とするために実施をしますアンケート調査についての説明を行ってございます。
このアンケート調査につきましては、人口問題を念頭に、市内の20代から40代の方を対象として、結婚、出産、子育てに関する意識調査、それから、岩出市に転出入された方を対象として、定住・移住に関する意識調査を実施してございます。

それから、人口ビジョンについての考え方ですが、これは議員も質問の中でもおっしゃってございましたけども、内閣府地方創生推進室から、策定のための手引というものが出されておりました、その中で対象期間としては、平成72年、2060年を基本として、人口の現状分析と将来を展望するに当たっての考え方が示されておりますので、市としては参考にしながら策定してまいりたいと思います。

それから、岩出市が目指す4つの政策分野についてでございますが、総合戦略の策定に当たりましては、議員ご指摘の4項目が基本目標として掲げられておりました、まちの創生、ひとの創生、しごとの創生を着実に進めていくとされており、自立性と地域性を最大限に生かした施策を展開するとされております。

岩出市として、総合戦略に掲げる施策、事業につきましては、現在、作成作業を進めているところでございます。基本的な考え方としましては、安定した雇用の創出という分野では、若い世代の安定した雇用を生み出せる産業構造の構築のため、経営力の強化と多様な産業の集積を促進するとともに、魅力ある職場づくりや労働市場環境の整備を図るとしております。

新しい人の流れをつくるでは、文化、芸術、スポーツ等の幅広い分野で、市民交流を活性化するとともに、観光資源の発掘、開発により、交流人口の増を目指すとしております。

結婚・出産・子育ての希望をかなえる分野では、国が示しております出生率1.8程度の水準まで改善するため、それぞれの分野における切れ目のない支援、ワーク・ライフ・バランスの確立等に取り組んでまいります。

それから、最後に、地域づくりと地域連携では、住環境のよさや、交通、買い物等の利便性といった暮らしの重要な要素の充実や、地域防災力の向上を目指すとしてございます。地域連携につきましては、岩出市の周辺市町で広域連携のあり方に関する意見交換会を設置しておりました、広域連携により取り組む施策・事業についての検討を進めているところでございます。

以上の考え方に基きまして、総合戦略に掲げる施策・事業については、新型交付金のメニュー、それから、長期総合計画との整合性も勘案しながら、推進会議に諮った上で決定をしてまいりたいと思います。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、策定体制と組織についてお聞きしたいと思うんです。

組織についての答弁がございました。ここで重要と考えるのは、岩出市が住民総参加の視点に立っているかということです。委員会質疑でも、私、伺いましたが、若い世代の方の参加、委員会に参加が要るのではないかという必要性についても伺いましたと思います。というのは、やはり将来的、未来の岩出市の展望を開く鍵として必要ではないかと考えるわけです。新たな住民参加が必要だと思います。

手引にありますように、幅広い年齢層による住民参加ができているのか、住民参加といっても参加が地域の有力団体の代表だけであったりすれば、一般住民の意見を十分に反映できないだけでなく、住民の中に計画を実行、実践する意欲も責任感も生まれにくい状況になります。

住民参加とは、意思決定過程における民主主義だけでなく、実行、実践における住民の意欲と責任感を引き出すキーマンにもなります。さらに言えば、自分たちで決定し、努力した計画がうまくいかなかった場合、行政の責任にすることなく、自分たちで失敗の原因を考え、もっとよい方法を考える住民になるのではないのでしょうか。こうした過程が、まちづくりには必要な人づくりだと考えております。

岩出市の地域のコミュニティが成り立ちにくいといったこともあり、こうしたまちづくりを考えていく上では、住民参加ということは、大変重要な役割を果たします。こうした点から見て、今現在の市民参加の委員会の点です。新たな参加、また、公募やそうした考えで、市民からの多くの幅広い年齢層の募集をする考えというのはないのか、この点をまず1つ聞きたいと思います。

2つ目に、地方人口ビジョンについての考え方をお聞きいたしました。先ほどは、その人口ビジョン、この部分も参考にしながらやっていくというお話でした。そもそも国というのは、地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としています。そして、県の総合戦略を考慮するとありますが、県自体、人口減少が深刻化しており、克服への目標、目指す方向性も示しております。こういった点では、現段階では、岩出市とは若干、国や県との違いがございます。

しかし、総務省が出している将来推計人口では、岩出市の2010年の総人口は5万2,882人、10年前と比べると9.8%の増加、増加率は全国市区町村、2014年4月1日現在、1,741の中で89番目に高い数字となっています。しかし、2010年から2040年

までには5.6%減少し、約4万9,900人となる見込みと分析されています。こうしたことから、当然、市として、今から考えなくてはならない問題だと思います。

最も必要とする人口数値は、地域の将来展望をにらんだ政策的増加人口ですが、推計から算出される政策的増加人口をそのまま使うのではなく、最も検討すべきは、政策的増加人口の実現性を裏づける所得政策と雇用、就業政策や自然環境で、子育て環境を含む地域社会の住みよさの総合力となります。こうした点に立っていただきながら、人口ビジョンについては、先ほど言われました、国が出している手引に基づき、また、この観点では、こうした政策的人口の実効性を、実現性を裏づける政策と雇用という部分からも、ぜひ、一緒に考えていただきたいと思います。

3つ目は、人口減少対策は、小手先の対策では、地域経済社会構造全体の改革と抜本的見直しが欠かせません。しかし、手引では、一定のまとまりの政策分野ごとに戦略の基本目標を設定します。それが、先ほど聞いた政策4分野になりますが、具体的に、今の段階では、どうしていくという形での政策的なお答えはございません。国による政策分野ごとの戦略基本目標とは一体どういうことなのか。分野横断的な総合的な基本目標を設定しないということになり、個別政策分野ごとに基本的方向を設定し、そこに具体的政策を盛り込むという方式となります。

しかし、これでは縦割り行政になってしまうことが考えられます。地方自治体は地域住民のための総合行政体であり、仮に中央、国が縦割り行政であっても、これを地域で総合化していかなければなりません。地域の課題、特徴を見きわめて、政策横断的、横とのつながりも重視し、総合的な基本目標と基本方向を明確にする必要があると考えます。

ぜひ、分析シェアが狭くならないような対策、考えをしっかりとって取り組んでいていただきたいが、これについてどうか、お聞きをいたします。

4番目に、新型交付金の活用についてです。

短期間の間に、新規事業を求めることは大変難しいというのが現実だと思います。実際、戦略を策定しつつ、課題や成果、また、効果もしっかりと検討しながら進めなくてはならないからです。手引には、全てが新規の施策である必要ではなく、これまでに既に実施されてきている施策であっても、効果が高いものが含まれていても差しさわりありませんと書かれております。

この点に関して、片山元総務大臣が、2015年5月号の世界の対談の中で、自治体の既に実施事業を選び出し、名前を変えて創生事業として期限内に提出し、創生交付金を受ける。それによって浮く、現在実施事業の一般財源を基金にしておき、住

民の声を丁寧に反映させる時間を稼ぎ、事業案がまとまったらこの基金を使うという案を述べられております。こうしたことも大いに活用できるのではないかと考えます。

先ほど、交付金については、しっかりと今後考えていくということをおっしゃっておりますが、こうした状況も踏まえて、今、既存の事業もあわせて、しっかりと考えていただきたいと思います。

5点目は、長期総合計画との整合性、聞いてまいりました。この長期総合計画というのは、議会で議決されます。しかし、地方版の総合戦略は、手引の中でも、この議会議決は要件とはなっておりません。手引にあるのは地方版総合戦略の策定段階や効果、検証の段階において、地方議会の十分な審議が行われることが重要としています。これに対して、市はどのように議会に対して、総合戦略、これの対応をとっていくのか、この辺をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

幾つか質問がございましたけど、まず1点目です。

若い方の参加というお話がございました。今回、先ほど申し上げた委員会の構成にしておりますけども、策定するに当たって、当然、若い方の意見を収集するという事で、人口ビジョン策定に当たっては、若い方を対象にしたアンケート調査を実施するという事になってございまして、先ほど申し上げましたように、20代から40代の方の結婚等に対する考え方、それから、定住・移住に対する考え方をアンケート調査によって行っております。

それから、素案策定後はパブリックコメントをしたいというふうに考えておりますので、素案策定後は、市民の若い方にこだわらず、市民の皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに考えております。

それから、今後の委員構成における公募の考え方ということですが、6月に第1回目の会議を行いまして、平成28年3月までに策定ということですので、現在、これから委員を公募するという事は合理的ではないと思いますので、考えておりません。

それから、人口ビジョンについてです。いろいろとおっしゃってございましたけども、国の方針は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考にすることが前提にされてございまして、岩出市の場合は、人口問題研究所の推計によりますと、平

成37年に減少傾向に入るであろうと、このように推計をされております。

結局、総合戦略を策定する最大の目的というのは、人口減少をいかに抑えていくかということになりますので、人口問題研究所のあとを受けて、2060年までの人口について、どういう状況を目的として保っていけるか、それに対して、岩出市としてどういう施策に取り組んでいくか、そういうことを考えていくということで、今回の総合戦略は最初の5年分ということですが、当然、人口ビジョンに掲げる目標人口を達成するために施策を考えていくと、こういうことになると思います。

それから、施策の話ですが、基本的に総合戦略は1つの省庁で対応できないまちづくりの課題、こういったものが、今、物すごく出てきていると、こういうことで1つの政策パッケージというんですかね、そういうことで総合戦略を考えていると思います。

政策事業に進め方ということについては、議員もおっしゃってましたけど、K P I方式といいまして、政策目標を掲げた上で、数字を追っていくというような形になってくると思いますけども、当然、総合戦略の中ではアクションプランの中で上げていくことになるというふうに考えております。また、逆に言いますと、それをしていかないと、新型交付金については難しいということでございますので、当然、総合戦略の中へは入れていくということでございます。

それから、長計との整合性という話の中で、長計の基本構想部分は議会の議決をしているが、総合戦略についてはということですが、素案策定後は、議員の皆様方に対して説明は行わさせていただきます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 新型交付金についてでございますけど、既存事業も対応できるのか、活用してはどうかということでございます。今、通知来ております対象事業についてですけど、議員おっしゃられたようなこともあります。いわゆる、官民協働や地域間連携の促進、それから、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保、育成等の観点で先駆性のある取り組み、それから、地方みずからが既存事業の隘路を発見し打開する取り組みなどということで、地方創生に密着する公共事業なども対象とされているところであります。

したがって、市プランの作成後、それを踏まえて交付金の活用をしてまいりたいと、このように考えています。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長　これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○井神議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　それでは、2番目の質問を行わせていただきます。

子供の医療費助成についてでございます。

中学卒業までの通院も無料化実施の決断を。

子ども医療費助成制度においては、これまでも何度か取り上げさせていただきました。医療費助成は、この8月から一歩前進し、中学卒業まで、入院は無料、通院は1割負担となりました。しかし、市民の願いは、中学校卒業まで通院も無料にしてほしいという願いです。この思いに応えるため、来年度からの実施の決断を市長にお聞きをしたいと思います。

2つ目は、来年度の財政について。

今年度は、地方創生先行型交付金も活用され、実施されております。全国でも、この新交付金を活用して、医療費助成に取り組む自治体があると、日本経済新聞紙面にもございました。4月16日の衆議院総務委員会でも、担当者がこの時点での把握ではありますが、74自治体あると答弁しております。

来年度の財政についてです。こうした交付金の活用ができるのか、またどうするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

3点目は、ペナルティーについてでございます。

国は地方自治体が医療費助成として独自に窓口負担の軽減、いわゆる、現物支給を実施した場合、地方単独事業のために全体の医療費がかさむのだから、医療費の波及増分については、地方自治体が負担するものとして、国庫の公平な配分という観点から、減額調整の措置をとってきています。一旦、窓口で自己負担分を払い、後で申請し、還付を受ける償還払い制度での医療費助成実施の場合は、減額調整されません。

岩出市の場合は、これまでの部分では減額調整の対応がされております。その一

方、小学生から中学卒業までの通院については、窓口で一旦支払う償還払い制度です。減額調整の対象とはなりません。

この２つのパターンで制度を実施されておりますが、まず、ここでお聞きしたいのは、地方創生先行型交付金を活用し、窓口無料化した場合、ペナルティー、減額調整をされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

４点目は、現制度の問題点であります。

８月から子ども医療費助成制度が変更となりました。変更後、市民の方からいろいろな疑問の声や質問、さまざまな意見が寄せられております。制度変更されて間がないためか、戸惑うこともあり、その声を紹介したいと思います。

まず、多かったのは、医療機関で受診をしたが、領収書を持ったままになっているけど、どうすればいいのか。申請方法、申請書の有無、申請書用紙の入手先、これがわからないとの声です。子ども医療費受給資格登録の申請書の提出することも把握できていない場合もありました。受給登録申請書は、７月末までと一定期間を設けてありました。対象者4,555人に対し、該当者に送付されております。８月20日現在、3,200人が提出されたと伺っております。残り1,300人ほどがまだ提出されておられません。

そして、いろいろな意見を聞く中でわかったことですが、小児科など受診では、大概院内で投薬などの薬は処方され、それも含めた領収書が発行をされます。だから、その領収書が払い戻しの対象となることはわかります。ところが、院外薬局対応しているところでは、病院では受診料のみの領収書となっているため、院外薬局の領収書は医療費に含まれない、払い戻しの対象となっていないという認識が市民の中にあるということがわかってきました。申請書をもっと簡単に入手できるようにしてほしい。病院から何の説明もない。結局、一旦窓口で負担するため、お金がなかったら受診ができない。申請書の提出に市役所に足を運ばないといけない。郵送するにもお金と手間がかかるなどの意見が出されております。

この制度を導入されるに当たっては、職員の方は１軒１軒、医療機関、医療関係機関に足を運び、また、薬局などにも説明や申請書の配置などをお願いされて、ご苦労されております。

また、申請の流れとしても、市民がわかるようにしっかりと手続方法の基本的な流れとして、こういったものもつけていただき、市民の方に送付がされております。しかし、まだまだ制度への市民の理解は深まっておらず、償還払いという制度そのものが市民にも、そして職員にも負担となっているのではないかと。こうした現状を

どのように捉えているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の２番目、子ども医療費助成についての１点目にお答えいたします。

中学卒業までの通院も無料化実施の決断をとということでございますが、本市の子ども医療費助成事業は、子育て支援施策の１つとして、子育て世帯における経済的な支援を行うとともに、子どもの健康保持・増進を図ることを目的に実施しているものでございます。

高額な医療費の支払いが予想され、かつ精神的な負担も心配される入院につきましては、中学生まで無料化を実施しております。通院につきましては、ふだんから子供の事故やけが、疾病予防に対し、子育てする立場において細心の注意・指導・関心を持っていただくことが大切であり、こうした役割が少しでも機能することを願って、また将来にわたって、子ども医療費助成事業を安定的に事業運営していくことなどを総合的に勘案し、一部自己負担を支払っていただくことにしたものでありますので、ご理解願います。

それから、２点目の来年度の財政についてでございますが、平成28年度以降は、地方が策定した、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に基づく事業について、新型交付金が創設されるとのことでございますが、現段階では、具体的なことは示されておらず、今後、国の情報を注視しながら、子ども医療費助成事業について、財源確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、続いて、３点目のペナルティーの件でございますが、国交付金を受けての奨励内容の通知等につきましては、申請時にも何も聞いてございませんし、また、その後も国からの通知はございません。

それから、４点目の現制度の問題点につきましては、これまで市民への制度周知といたしまして、広報、チラシ全戸配布、対象者全員への個別通知を初め、市のウェブサイト、地上デジタルデータ放送、フェイスブック、市民課前の行政情報等の放映、また、医療機関等については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復や鍼灸マッサージ師会、那賀圏域の医療機関等に制度拡大について通知し、特に、岩出市内の医療機関等については個別に訪問し、制度の周知の協力を依頼してまいりました。

子ども医療費受給資格登録者数は、８月末現在でございますが、3,518人となっ

てございます。領収書や申請方法、支給対象医療費などは、受給資格登録の個別通知に同封したチラシに基本事項について案内しておりますが、市民全員に本制度の周知を図ることができますよう、今後も広報等により制度周知に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点目に、市長に決断をお聞きいたしました、お答えはございませんでした。私は、先ほどから申したとおり、現行制度が、本当に市民にとって使いやすい制度となっているのかということなんです。また、この子育て支援、子ども医療費に関しては、経済的支援を実施しているというふうに答えております。しかしながら、一旦3割を支払うという点では、お金がなければ受診ができないという状況では、本当に経済的支援をしているのかというところにも疑問を感じております。

今の段階では、通院について、中学校卒業までの無料化というのをお考えがないということでございますが、では、窓口での1割負担、これで受診できる体制をとるべきではないか。償還払いをやめ、1割で受診ができるような形での制度方向をとるべきではないか。それが今できる対策だと考えますが、これについて、どのようにお考えになるでしょうか、お答えください。

ペナルティーについてでございます。制度の先行型の交付金を申請する時点、また、いまだに、そうしたペナルティーのかかわる通知が来てないということでした。ちょっとご紹介をしていきたいんですが、国会の委員会によるやりとりの部分なんです。今回の地域住民生活緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生先行型の交付金を活用して、子供の医療費の助成を行った場合、国庫負担金の減額措置となるのかという我が党の国会議員の質疑に対しまして、政府の参考人が、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令という、補助金の交付の算定に関する省令がございまして。

この省令の中の第4条第2号のところで、「国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置」、こういう措置の対象の医療費につきましては、減額調整の対象経費とみなすとの規定であると。国の負担金、補助金の交付を受けた場合については、その対象にならないというような省令があるということ参考人が答えているんです。

じゃあ、この交付金をやるに当たっては省令どおりにやるべきではないかという、

我が党の国会議員が質問したことに対し、今後、我が党の国会議員は、これを質問したのと、あとは、この省令どおりに交付金、申請した自治体には、こういう省令がありますよということを知りたがっているということを取り上げた問題ですが、その点について、そのように検討させていただきますと答えておりますが、いまだにそうした通知が届いていないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

以上。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、現物給付の関係でございますけれども、今回、市のほうで制度見直しを行ったというのは、やはり、子供にとってよりよい制度につながることを願って見直しているわけございまして、特に現物給付や、あるいは償還払いにこだわったわけではございません。しかしながら、現物給付する上において、現在、その環境が整っていないということで、償還払いにしているものでございます。

それから、ペナルティーの関係でございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、市のほうには、今回の交付金活用に際しての減額措置扱いについて、国から特に通知はございません。また、県のほうにも確認いたしましたけれども、通知はないということの回答をいただいているところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今、部長のほうから、環境が整っていないという形で言われておりました。では、その環境が整っていないということは、具体的には、どういったことで環境が整っていないというふうに考えていらっしゃるのか、それについてだけお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

給付の関係で、環境が整っていないという件でございますけれども、この医療費に関しましては、支払い関係というのは基金にあたり、連合会であつたりのところで行ってございまして、そういう部分における、そういうシステム上の環境が整っていないということでございます。

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。